

# 魅力ある美しいまち和歌山をめざして

## 和歌山県屋外広告物ガイドライン

### GUIDELINE OF SIGNS IN WAKAYAMA



# 目 次

## 第1章

はじめに .....	2
1. 和歌山県屋外広告物ガイドラインの目的 .....	2
2. 屋外広告物とは .....	2
3. 本ガイドラインの活用について .....	3

## 第2章

屋外広告物共通のガイドライン .....	6
1. 調和の創出 .....	6
1) 周辺景観との調和 .....	6
2) 建築物との調和 .....	8
2. 落ち着き感の創出 .....	9
3. わかりやすさの確保 .....	10
1) 文字や図案の設定 .....	10
2) 照明の設定 .....	14
4. 安全性の確保 .....	15
1) 耐久性の確保 .....	15
2) 交通安全への配慮 .....	15
3) 維持管理 .....	15

## 第3章

屋外広告物の種類別ガイドライン .....	18
1. 建物利用広告 .....	18
1) 屋上広告物 .....	18
2) 壁面広告物 .....	19
3) 突出広告物 .....	20
2. 独立広告物 .....	21
3. その他の広告物 .....	23
1) 立看板その他看板の類（のぼりを含む） .....	23
2) 広告幕 .....	24
3) 電柱広告 .....	24
4) 貼り紙・貼り札 .....	25
4. 案内広告物 .....	26
5. 電光表示広告物 .....	27
6. 基準一覧（種類別） .....	28
1) 屋上広告物・壁面広告物・突出広告物・独立広告物 .....	28
2) その他の広告物 .....	28
3) 案内広告物 .....	29

## 第1章 はじめに

---

## 第1章 はじめに

### 1. 和歌山県屋外広告物ガイドラインの目的

屋外広告物は、身近な情報手段として広く親しまれ、また、地域経済の活性化と街の賑わいを演出するために大切な役割も担っています。

一方、屋外広告物が無秩序に氾濫すると街の景観や風致が損なわれます。また、近年は、広告物の大型化やLED等を利用した電光表示屋外広告物の増加など景観への配慮が必要な広告物も多く見られます。

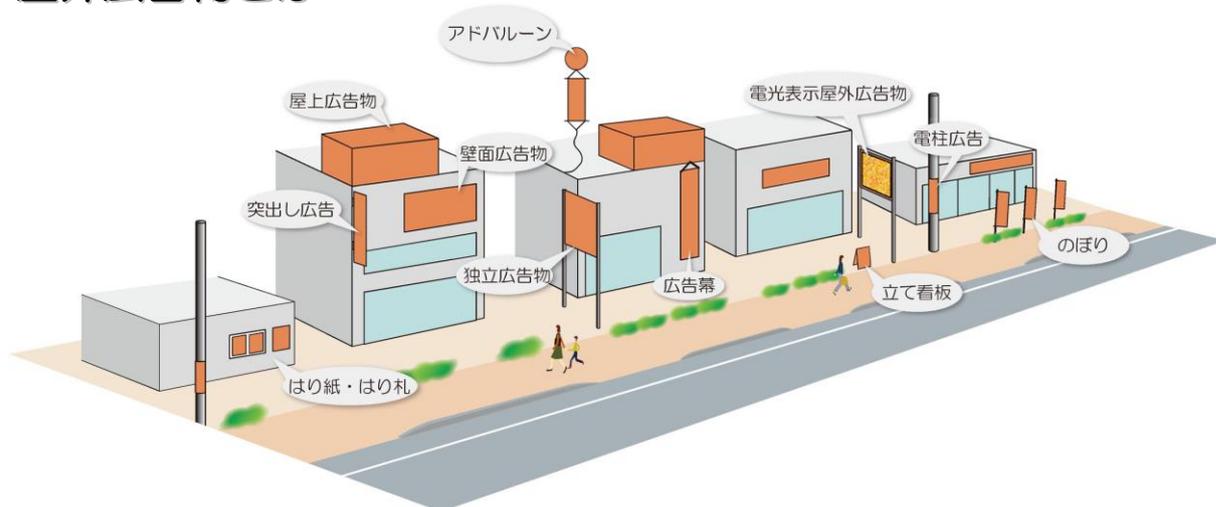
そこで、屋外広告物の表示・掲出においては、法・条例を遵守したものであることとはもとより、町並みや自然景観と調和したより良いものとなるよう『和歌山県屋外広告物ガイドライン』を策定いたしました。

今後、屋外広告物の設置等を計画するときや、地域の景観特性を活かしたルールづくりなどの際に本ガイドラインを活用し、町並みや自然景観と調和したより質の高い屋外広告物の設置を誘導していきたいと考えています。

#### ●和歌山県屋外広告物ガイドラインとは・・・

- ・町並みや自然景観と調和したより質の高い広告物の設置を目指して、良好な景観の創出に寄与するための配慮事項や考え方をまとめたものです。

### 2. 屋外広告物とは



#### ●屋外広告物とは・・・

- ・「常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される」広告物です。
- ※文字や商標だけでなく、絵、写真などの商品やサービス等をイメージさせるものも広告物となります。

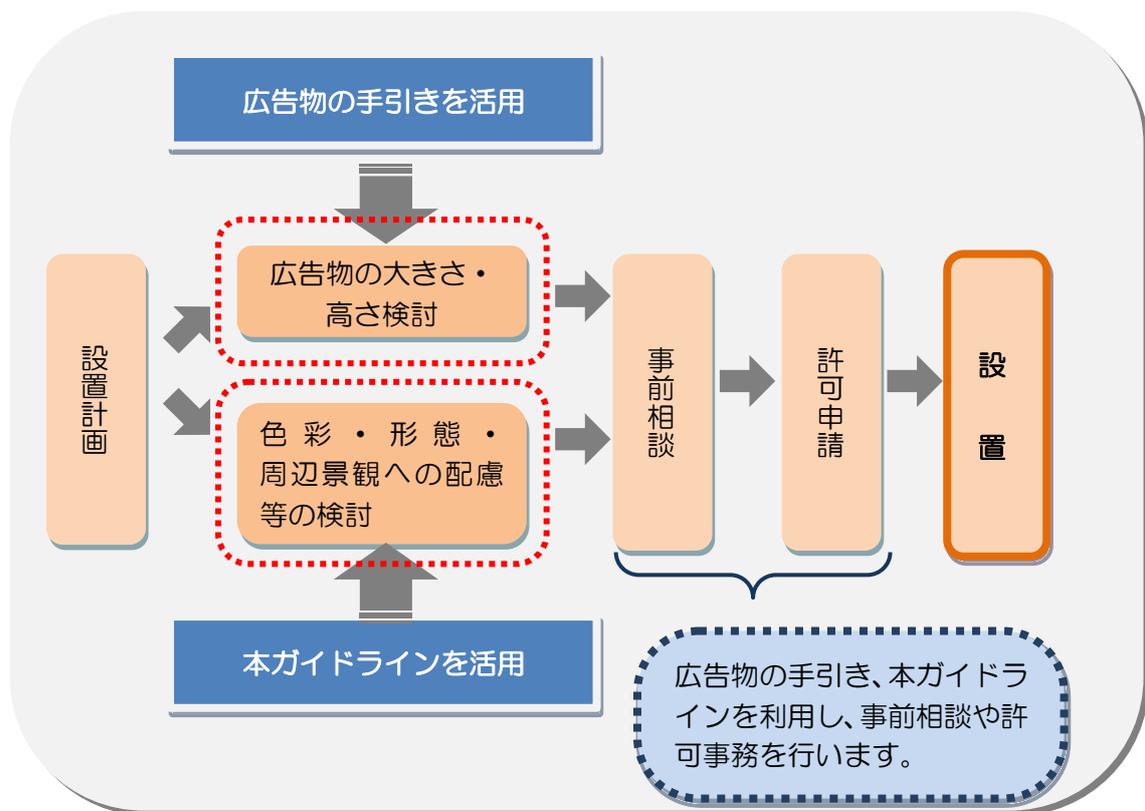
### 3. 本ガイドラインの活用について

本ガイドラインは、自然景観や町並み景観などの周辺への配慮を図り、より質の高い屋外広告物の設置を目指す手引書です。

内容を十分に理解し、屋外広告物の設置計画を検討する際に、本ガイドラインに目を通していただき内容を理解し、設計内容に反映いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、広告物の大きさや高さを検討する際には、条例及び施行規則に記載する許可基準に適合するように、広告物の手引きを参照して下さい。

#### ～活用フロー図～



#### ●本ガイドラインの活用場面とは・・・

- ・より質の高い広告物の設置を目指して、色彩・形態・周辺景観への配慮等を検討する際に、ご活用下さい。



## 第2章 屋外広告物共通のガイドライン

---

## 第2章 屋外広告物共通のガイドライン

### 1. 調和の創出

#### 1) 周辺景観との調和

山林や田園などの自然景観や町並み景観など周辺の環境や景観を考えながら、広告物の基調色、素材、デザインを考え、周辺と調和した美しい景観を創出しましょう。

#### ○周辺の環境や景観に調和した基調色としましょう

周囲と比較し一際目立つために、背景となる町並みや自然景観などの周囲の色と対立する色彩ではなく、背景になじむ基調色を選定しましょう。



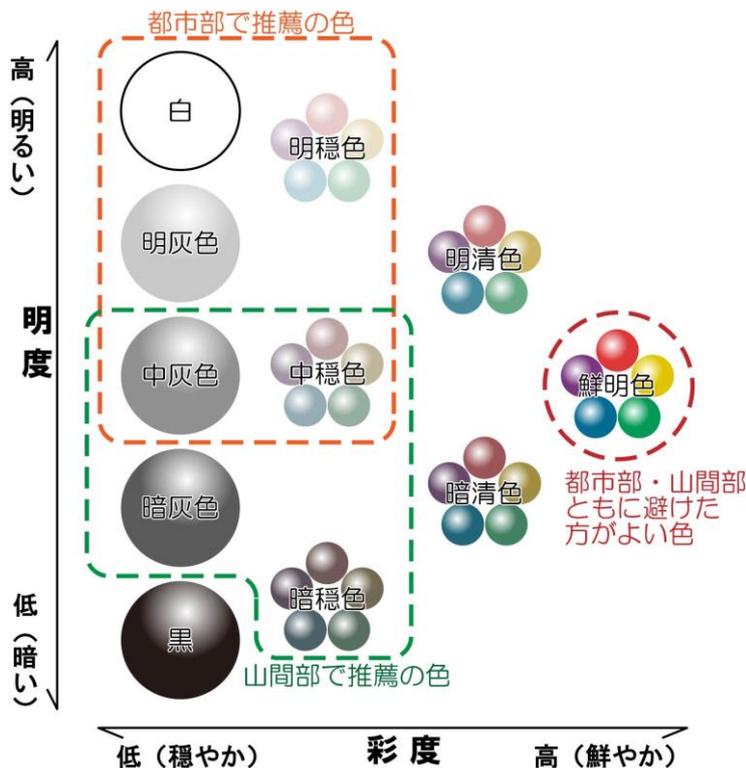
派手な色彩の広告物は周辺の自然と対立した印象を与えます



基調色に配慮した広告物は周辺の自然と調和した落ち着いた印象となります

#### 【参考】

下記に、明度と彩度の組み合わせによる屋外広告物の基調色として避けた方がよい色やお勧めの色を示します。



#### ■備考 基調色とは!?

広告物のベースとなる土台の色(地色)のことをいい、配色の中で最も広い部分を占める色となります。

○周辺の環境や景観に調和した素材としましょう

魅力的な印象を与えるために周辺との調和を考慮し、素材に工夫を加えましょう。  
歴史的建造物や伝統的町家においては、歴史的な町並みを創出するために、木材等の素材を積極的に活用しましょう。



素材に配慮しない広告物は落ち着きのない印象を与えます



木材など素材に配慮した広告物は歴史・文化を感じる魅力的な印象を与えます

○周辺の広告物と統一感をもたせましょう

個々の広告物だけを見ると魅力的に感じる広告物も周囲との調和がとられず掲出されると、街並み全体が雑然としたイメージを与えます。  
街並みの景観を高めるために、周りにある広告物との設置位置や大きさなどを統一しましょう。



広告物の位置や高さがバラバラでは、煩雑な街並みの印象を与えます



広告物の高さや設置位置を揃えると統一感のある魅力的街並み景観となります

## 2) 建築物との調和

自己の建築物や近隣の建築物の色合いやデザインを考慮し、一体的な景観となるよう基調色、デザインを考えましょう。

### ○建物の色彩に調和した基調色としましょう

建物の外壁に比べ広告物に派手な色彩を使用した場合目を引く広告物となりますが、建物とのバランスが悪くなり、また、街の魅力も下がります。

広告物の基調色は、建物の外壁に使用されている色と調和することにより、すっきりとした街並みのイメージを与える事が出来ます。



☹️ 広告物の基調色が建物とバラバラでは、雑然な街並みの印象を与えます



😊 広告物の基調色を建物の色に合わせることですっきりとした街並み景観となります

### ○建物のデザインと一体感をもたせましょう

建築物に比べ大きすぎる広告物は威圧感を与えるために、適度な大きさで安定感のある形態にし、建物のデザインと調和させましょう。



☹️ 建築物に対して極端に大きな広告物は威圧感や圧迫感を与えます



😊 適度な大きさの広告物で建築物と調和したデザインとすることで魅力的な印象を与えます

## 2. 落ち着き感の創出

派手で奇抜な広告物は一見目を引きますが、情報が的確に伝わりにくく企業イメージを損ねるだけでなく、自然景観などを損ねます。基調色や色数をよく検討して、落ち着き感のある広告物の掲出に努めましょう。

### ○文字色と基調色を反転させましょう

文字色と基調色を反転させることにより、配色のイメージや企業カラーのイメージを保ちながら、けばけばしさを抑え落ち着き感のある広告物となります。



基調色に彩度の高い色を使用すると必要以上に派手派手しくなります



文字色と基調色を反転させることで派手派手しさがなくなり、企業カラーのイメージも保つことができます

### ○色数を抑えましょう

必要以上に色数を用いると見る側にとっては混乱し、伝えたい情報もうまく伝わらなくなります。広告物全体のイメージがより良い印象を与えるためにも、色数を少なくしましょう。



色数が多い広告物は目を引きますが情報が読み取りにくい



色数を抑えることで情報も伝わりやすく、すっきりした良いイメージを与えます

### ○表示面に額縁をつけましょう

広告物の四方に枠を設けることにより、適度な間が加わり落ち着き感のある広告物になります。



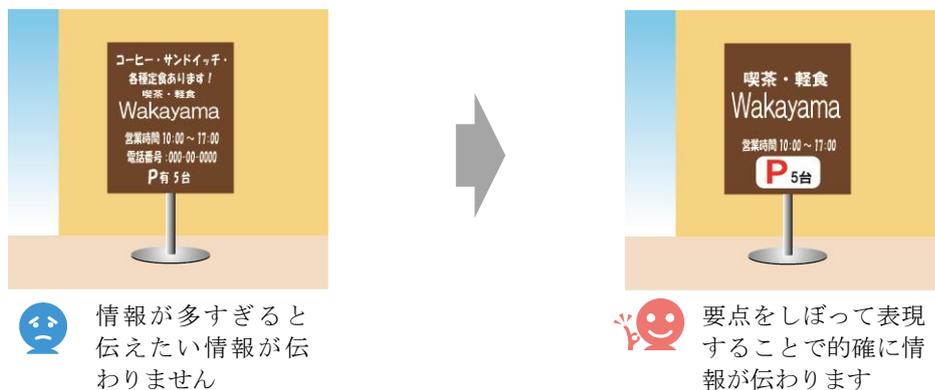
## 3. わかりやすさの確保

### 1) 文字や図案の設定

一般に、屋外広告物は自動車運転者や歩行者を対象に情報を伝えます。自動車の制限速度、道路の法線又は交差点との関係など、様々な状況の中でどのように屋外広告物が見られるのかを考え、見る側にとって見やすく読みやすい文字の大きさやデザインとしましょう。

### ○伝えたい内容を絞り込み、簡潔に伝えましょう

表示内容が多すぎてはどれを見ていいかわからず、伝えたい内容（情報）が的確に伝わりません。シンプルに要点をしぼって表現し簡潔に伝えるよう心がけましょう。



#### 【参考】

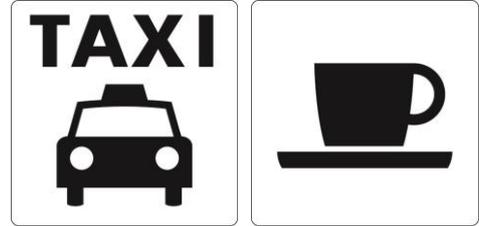
人が短時間で覚えられる量には限界があり、例えば道を聞いて簡単に覚えられる量は「3項目」までと言われています。また、人の目は、1箇所長く留まることは難しく、1箇所に滞留する時間は、だいたい0.3秒前後で、0.3秒で読むことの出来る文字数は日本語で最大15文字程度と言われています。

○シンボルマークなど簡略化による効果的な情報に努めましょう

お店のシンボルマークやピクトグラムなどの表示を活用することで、限られた表示面で効果的に情報を伝えていきましょう。

(備考) ピクトグラムとは!?

一般的には、「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の一つです。文字による文章で表現する代わりに、視覚的な図で表現することで、内容の伝達を直感的に行う事が出来ます。



■ピクトグラムの例  
(左: タクシー乗り場、右: 喫茶店)

○書体など文字体を工夫し、見やすさを確保しましょう

タイトルやサインなどの文字は、ゴシック体の中太程度が読みやすくなりますが、黒地に白文字(ネガ仕様)の場合は、白い文字が膨張して見えるので文字をやや細めに、白地に黒文字の場合は、やや太文字の方が見やすくなります。



■文字の字体や地色との関係  
ゴシック体の中太程度が読みやすい(上)。黒地に白文字の場合は白文字が膨張して見える(下)

○余白を活用しましょう

表示面に目一杯情報を盛り込むのではなく、ある程度の余白を設けて情報を表示することにより、文字の視認性が高くなり内容が分かりやすくなります。



☹️ 余白が少なく、文字が読みにくい



😊 適度な余白があり、文字が読みやすい



☹️ 余白が多く、文字が読みにくい

○文字の視認性・可読性を考慮した大きさを  
考えましょう

視認距離ごとの図記号および文字の大きさ設定の目安は、図を参考に「文字の高さ×250＝視認距離（cm）」で目安を算出することができます。

（例えば）

5m（500cm）離れてみるサインの文字の高さは2cm

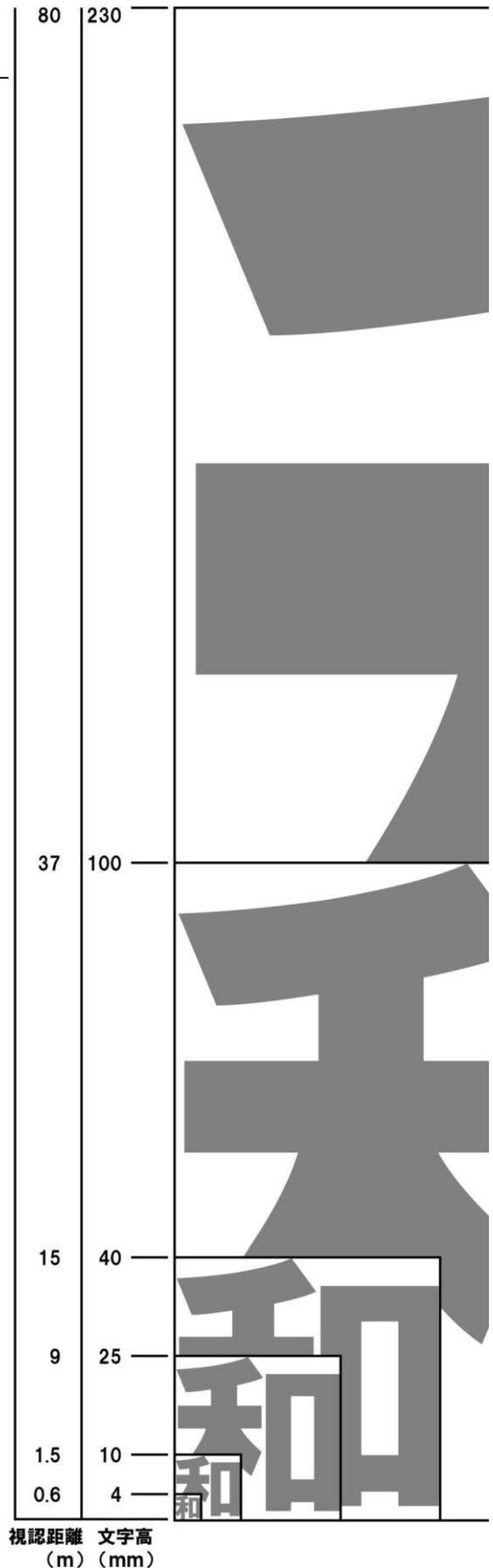
10m（1,000cm）離れてみるサインの文字の高さは4cm

あれば良いこととなります。

- ・アルファベットや数字は書体にもよりますが、比率として和文 100：英文 75 程度がほぼ同じ視認距離から見えるとされています。

■視認性：文字や図の存在が視覚的に認知される程度

■可読性：文字や図の内容が読み取られる程度



視認距離と文字の大きさの関係

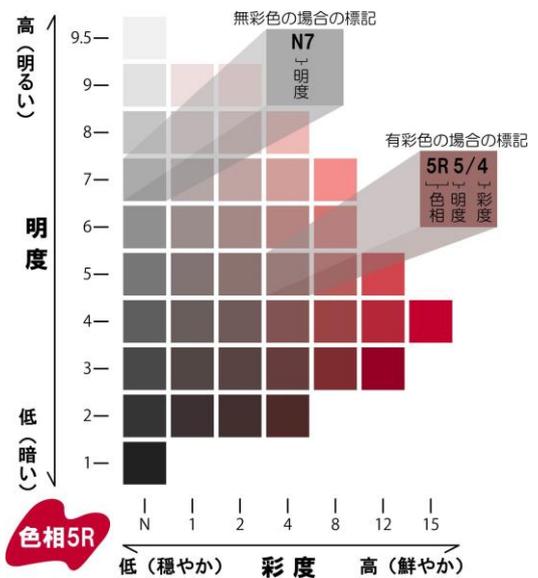
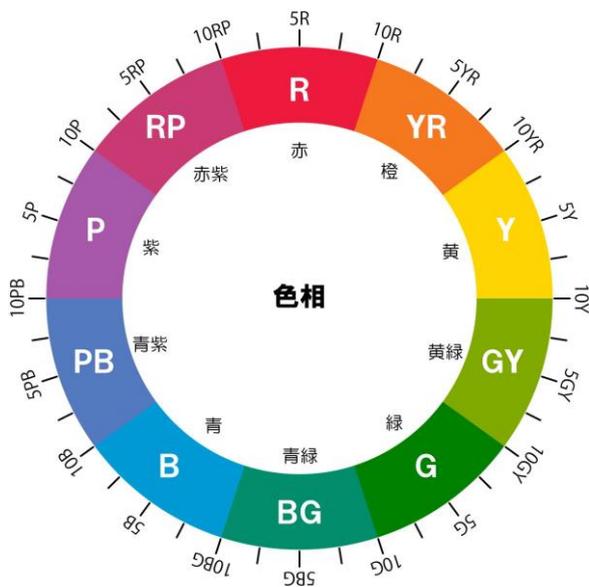
【参考】

●色彩の基礎知識

色彩は、赤や青など色名で表現されることが一般的ですが、個人の感覚によって、同じ赤や青でも思い浮かべる色彩は様々です。

そのため、色彩を正確に表現する尺度として「マンセル表示色」が広く使われ、全ての色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」の「色の三属性」を用いて数値で表すことができます。

屋外広告物の掲示を考える上では、地域性や周辺環境を考慮するとともに特に基調色としては派手すぎて違和感のある色彩とならないよう「マンセル表示系」を参考に検討して下さい。



●色相

- 色合いを示す属性です。10種類の基本色相（英語の頭文字を使った記号）と、その度合い（0から10までの数値）を組み合わせ、10Rや5Rなどと表記します。また、白、黒、グレーなどは基調色相を持たず、無彩色と呼び、Nの記号で表現します。

有彩色 基本色相：赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(YG)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(BP)、紫(P)、赤紫(RP)

無彩色(N)

●明度

- 明るさを示す属性です。0から10までの数値を使い、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。
- この数値の差が明度差となります。

●彩度

- 鮮やかさを示す属性です。0から16程度までの数値を使い、鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。白、黒、グレーの無彩色の彩度は0になります。赤の原色の彩度は16程度です。

## 2) 照明の設定

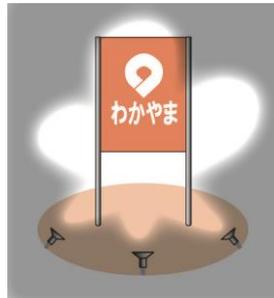
### (1) 夜間の視認性確保

照明装置を使用する主な目的の1つに、夜間の視認性確保による的確な情報の伝達があります。

#### ○伝えたい内容が夜間でも認識できるように必要な範囲を適切に照らしましょう

周辺への配慮を行い必要以上に広い範囲を照らすのは避け、伝えたい内容部分に照明をあて、すっきりと際立たせるようにしましょう。

自動車運転者や歩行者の目に直接光が入らないようにしましょう。



必要の無い箇所まで光が当たり、周辺への影響が懸念されます



伝えたい部分だけに照明があたり、一段と良く見えます

### (2) まちの華やかさの演出

にぎわい演出の1つとして夜間の照明やライトアップがあります。昼間はその存在を意識させず、夜には華やかなサインになるといった演出も可能となります。

#### ○商店街やにぎわいが求められる場所では、光によって華やかさを演出しましょう

周辺の街並みとの関係を考え、むやみに明るくしたり過度に表現するのではなく、夜にふさわしい魅力的なデザインに努めましょう。

間接照明を利用することにより光が柔らかくなり、効果的な広告物の掲出をすることが出来ます。



照明を上手く利用することにより、広告物が一段と引き立ち、良く見えます

## 4. 安全性の確保

### 1) 耐久性の確保

屋外広告物は、近年、多様化や大型化が進んでおり、地震や強風などによって倒壊・落下等が発生すると大きな事故となる可能性があります。

#### ○地震、強風など災害に強い屋外広告物を設置しましょう

地震や強風など災害が発生しても倒壊・落下等がおきないように、地震などの振動・衝撃や風圧に対して十分な強度を有する設計・施工を行いましょう。

### 2) 交通安全への配慮

屋外広告物は、多くの人が目にするように道路沿いに設置されることが多くなります。

歩行者や自転車の通行の妨げや交差点の見通しを低下させる原因となったり、運転者の注意を必要以上に引くような広告物は好ましくありません。

#### ○信号の視認性、歩行者・自転車の通行の妨げにならないよう、設置位置に注意しましょう

交差点付近において、屋外広告物が信号と重なり合うことは避けましょう。

歩道においては、歩行者・自転車の動線確保のため、通行の妨げになる歩道上への看板、のぼり等の設置は禁物です。

【通行の妨げイメージ】



道路沿いに設置され、歩行者・自転車通行者の見通しが悪くなります。

### 3) 維持管理

破れ、さびなどが放置されたままの広告物や、看板の骨組みだけ残るものなど維持管理がされていない広告物は街の印象を悪くするだけでなく、周囲に危害を及ぼす危険性が高くなります。

#### ○屋外広告物は、日頃から適正な維持管理に心がけましょう

支持部や各構成部材など、日頃から点検を行い、安全性の確保と良好な景観形成に努めましょう。また、不要になった広告物は速やかに撤去しましょう。



## 第3章 屋外広告物の種類別ガイドライン

---

## 第3章 屋外広告物の種類別ガイドライン

### 1. 建物利用広告

#### 1) 屋上広告物

##### (1) 定義、特徴

定義：木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の屋上（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上工作物を含む。）に設置して広告内容を表示するもの（屋上工作物に直接塗料等で広告内容を表示するものを含む。）。

特徴：比較的規模が大きく、周辺及び背景の山並みの稜線や海岸線などの自然景観に与える影響が大きい。

##### (2) 好ましくない事例

- ・ 周辺との街並みスカイラインが不揃い。
- ・ 建築物との調和（色彩配慮）がとれていない。
- ・ 建築物と比較すると大規模である。

##### (3) 配慮すべき事項

###### ○ 周辺の街並み、背景の山並みなどとの調和を図りましょう。

- ・ 周辺の建築物との関係に配慮し、街並みのスカイラインを揃えるようにし、適切な規模及び高さにしましょう。
- ・ 山間部については、背景の山並みの稜線など自然景観のスカイラインを遮らないようにし適正な規模、高さ、色彩に配慮しましょう。

###### ○ 建築物との一体感を持たせるように工夫しましょう。

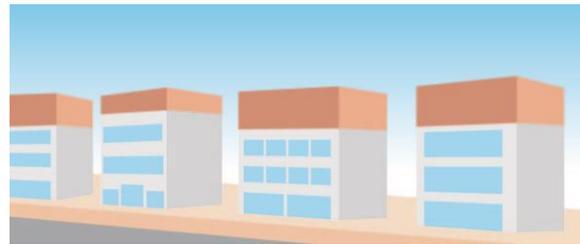
- ・ 建築物と一体的に見えるように、形態としては、縦長ではなく安定感のある横長とし、設置位置を検討しましょう。
- ・ 建築物の壁面と同系色の色彩とし、建築物と一体的にデザインしましょう。

###### ○ 壁面広告物との併用による大規模な印象を与える屋上広告物は避けましょう。

- ・ 屋上広告物と壁面広告物を併用し、非常に巨大な表示面積によって広告する手法が見られますが、周辺の建築物とのバランスが悪くなりますので周辺の建築物や広告物との関係に注意しましょう。



建築物との調和がとられず、広告物だけが際立っています。また、周辺とのスカイラインが統一されず、雑然とした街並みの印象が残ります



建築物と広告物との調和が図られ、また、周辺の建築物とのスカイラインを揃えるようにしましょう

## 2) 壁面広告物

### (1) 定義、特徴

定義：建築物(塀を含む。)の壁面に直接塗料等で広告内容を表示するもの又は木若しくは金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物(塀を含む。)の壁面に取り付けられ、広告内容を表示するもの。

特徴：色彩や形状は様々であり、低層部への掲出が多く、主に近景に影響を与える。また、近年、大規模なものが増えてきている。

### (2) 好ましくない事例

- ・設置位置、色彩に統一感がなく、建築物との調和がとれていない。
- ・建築物の高い位置に表示し、周辺景観へ影響を与えている

### (3) 配慮すべき事項

○複数の広告物を設置する場合は、大きさ、位置、色彩などを合わせましょう。

- ・広告物の統一感を出すため、大きさ、設置位置、色彩を揃えましょう。

○建築物の低層部に設置するようにしましょう。

- ・設置位置は、出来るだけ建築物の低層部に揃え、遠景など景観に及ぼす影響を最小限に止めましょう。

○周辺の壁面広告物の設置位置と調和した位置に設置しましょう。

- ・周辺の街並みとの調和を図るためにも、周辺の壁面広告物の設置位置と調和がとれた位置に設置しましょう。

○建築物と一体となったデザインにしましょう。

- ・立体的な箱文字や切り文字を使用したり、建築物の壁面に広告物の地色を合わせるなど、建築物と一体的に見えるように配慮しましょう。



⦿ 周辺の広告物の形態、色彩、設置位置に統一感がなく、また、建築物との調和もとられず、雑然とした街並みの印象が残ります



⦿ 広告物の設置位置、色彩に配慮し、周辺の街並みとの調和を意識しましょう

### 3) 突出広告物

#### (1) 定義、特徴

定義：金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示するもの。

特徴：歩行者向けに表示され、道路を占有して設置されている場合が多く、主に近景に影響を与える。

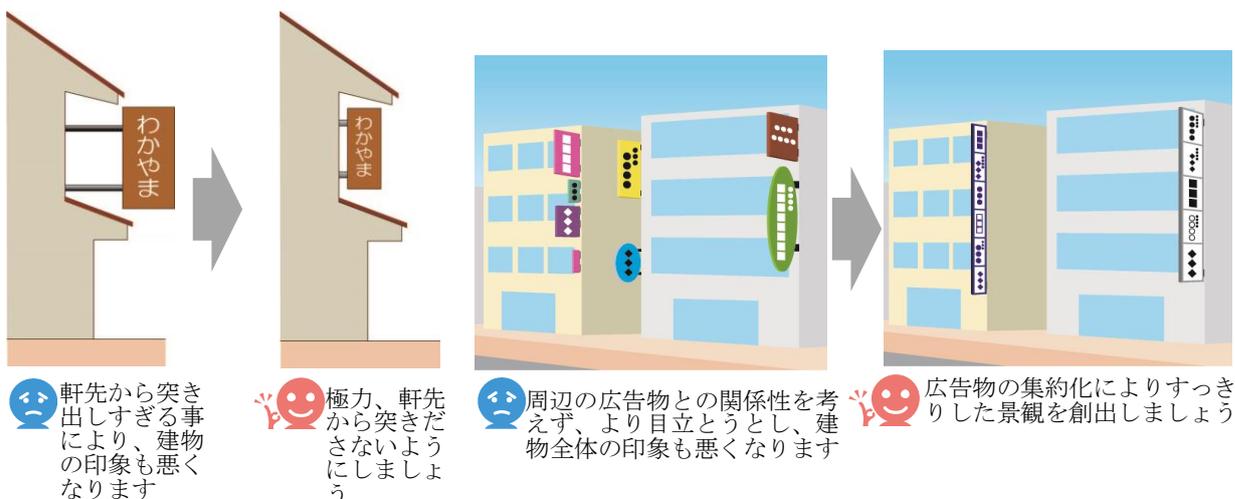
#### (2) 好ましくない事例

- ・ 設置位置、地色、形態が不揃いである。
- ・ 建築物とのバランスがとれていない。

#### (3) 配慮すべき事項

○ 大きさ、数、突出幅は最小限にとどめ、建築物の表情に配慮しましょう。

- ・ 複数設置する場合には、大きさ、設置位置、地色を統一しましょう。
- ・ 敷地と建築物のバランスなども考慮し、設置を検討しましょう。



○ 位置や突出幅は、周辺の建築物の突出広告との統一感にも配慮しましょう。

- ・ 街並み全体を考え、周辺の建築物との関係にも配慮しましょう。



## 2. 独立広告物

### (1) 定義、特徴

定義：木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、広告内容を表示するもの。

特徴：【自家用】幹線道路沿いの施設の敷地の入り口付近に多く設置され、沿道景観などに影響を与える。

【一般】幹線道路沿いや交差点付近に不揃いに設置され、沿道景観などに与える影響が大きい。

### (2) 好ましくない事例

#### 【自家用】

- ・沿道沿いの店舗毎に設置されており、各店舗の独立広告物の高さ、形態が不揃いである。

#### 【一般】

- ・幹線道路沿いに乱立し、形態、色彩などが不揃いである。

### (3) 配慮すべき事項

#### 【自家用】

#### ○周辺の店舗の独立広告物との調和を図りましょう。

- ・沿道景観を阻害しないよう周辺店舗の独立広告物との高さ、形態と調和するようにしましょう。また、色彩についても周辺の景観と調和するようにしましょう。



 他の広告物より目立とうとし、形態、色彩、高さで統一感がなく、街並み景観が阻害されます



 沿道に立地する広告物の高さや形態を合わせることで、街並みに統一感を与えます

#### ○設置数を抑えましょう。

- ・壁面広告物、屋上広告物を設置していれば十分広告出来ている場合があり、独立広告物の設置数を抑えましょう。

#### ○建築物と調和したデザインとしましょう。

- ・複数の店舗・事業所名を表示する場合には1つにまとめ、建築物と調和のとれたデザインとしましょう。



 集約化し、色彩等を統一することで的確に情報が伝わり、すっきりした印象も与えます

【一般】

○できるだけ集約して、見やすい広告物の掲出を心がけましょう。

- ・集約、統一することで的確に情報を伝えていきましょう。
- ・表示面に額縁をつけるなど落ち着きある表現になるよう検討しましょう。
- ・車を運転する方へのよそ見などの妨げにならないよう、適度に広告物の相互間距離をとりましょう。



 広告物がそれぞれ煩雑に設置され、情報が的確に伝わらず、また、景観に悪影響を与えます



 集約化し、色彩等を統一することで的確に情報が伝わり、すっきりした印象も与えます

○周辺の自然景観等と調和した色彩・デザインとしましょう。

- ・周辺の自然景観を阻害しない色彩・デザインとなるよう心がけましょう。

○支柱部や支柱足元のデザインにも配慮しましょう。

- ・特に歩行者の目に入りやすく接触の可能性も考えられる支柱部や支柱足元は表示部との調和を考慮し、適切な塗装、装飾などのデザインとともに安全性にも配慮しましょう。

### 3. その他の広告物

#### 1) 立看板その他看板の類（のぼりを含む）

##### (1) 定義、特徴

定義：紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等に立てかけられ、移動できる状態で置かれ、又は容易に取り外すことができる状態で土地に建植され、広告内容を表示するもの。

特徴：手軽に設置出来る広告物であり、イベント時などに数多く表示され、交通安全への影響が懸念される。

##### (2) 好ましくない事例

- ・必要以上に数多く表示される。
- ・派手な色彩のものが多い。
- ・歩行者などの通行や見通しを妨げる場合がある。

##### (3) 配慮すべき事項

###### ○必要最小限の数の掲出にしましょう。

- ・数が多くなると建築物のデザインを損なうこともあることから、設置数には注意して必要な数の配置としましょう。
- ・設置期間はイベント時など必要な期間のみ掲出しましょう。

###### ○歩行者の見通しを確保しましょう。

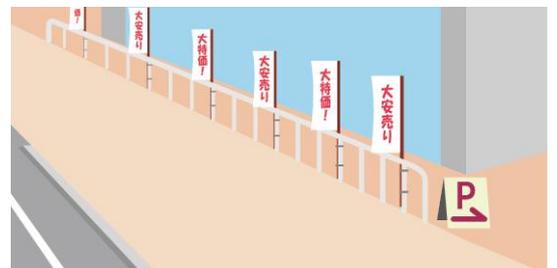
- ・歩行者もしくは自転車又は通行や見通しの妨げとなる場合があるため、必要以上に数多く設置せず、交差点等の付近には設置しないようにしましょう。

###### ○建物や周辺とのバランスに配慮した色彩としましょう。

- ・派手な色彩のものではなく、建物や周辺との調和を考慮した色彩や大きさにしましょう。



 敷地内に必要以上に設置され、見る側にとって不快感を与えます



 必要最小限の掲出とすることで、歩行者の見通しも確保できます

## 2) 広告幕

### (1) 定義

定義：布又は網等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等に取り付けられ、広告内容を表示するもの。

特徴：イベント時などに建築物を覆って表示され比較的面積が大きい。

### (2) 配慮すべき事項

○設置期間は、イベント時など必要な期間内としましょう。

- ・日時を限定して設置する方が着目率を高められます。

○懸垂幕は、窓面などをまたがないようにしましょう。

- ・ビルなど建築物の窓をまたぐ設置は、見苦しくなるので気をつけましょう。

## 3) 電柱広告

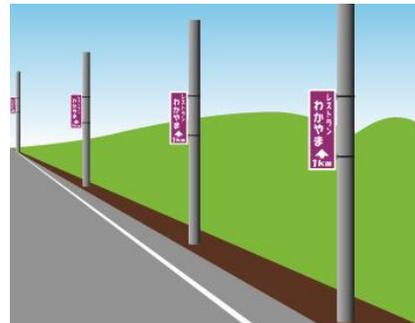
### (1) 定義

定義：金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱に巻き付けられ、又は取り付けられ、広告内容を表示するもの

特徴：店舗を案内するための広告物であり、身近な広告物である。

### (2) 好ましくない事例

・必要以上に同一のものが連続して表示されている。



☹️ 目立つために、必要以上のものが設置され、景観が阻害されます

### (3) 配慮すべき事項

○周辺との調和に配慮しましょう。

- ・地色には派手な色彩を使用せず、デザインや色彩に統一性を持たせ、周辺の景観に配慮しましょう。

○連続して設置しないようにしましょう。

- ・同一のものを連続して表示することにより、周辺へ与える景観の影響が大きいため、必要な数だけ設置し、店舗への誘導を行いましょう。

## 4) 貼り紙・貼り札

### (1) 定義

定義：貼り紙

紙等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等にはり付けられ、広告内容を表示するポスター、ビラ等

貼り札

ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で建築物その他の工作物等に取り付けられ、広告内容を表示するもの

特徴：必要以上に表示されている場合があり、電柱などに表示されている。

### (2) 配慮すべき事項

#### ○必要最小限としましょう

- ・貼り紙、貼り札は、安価かつ手軽に設置できることから、大量にかつ無造作に掲出され、見苦しい事例もみられます。

#### ○工作物への掲出は避け、掲示板等を利用しましょう。

- ・工作物への掲出は、見た目も望ましくありませんので、額（フレーム）や専用掲示板を利用することにより、広告物の品格があがります。

## 4. 案内広告物

### (1) 定義、特徴

- 道標** : 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程などを表示するもの
- 案内図板等** : 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建植され、公共的な広告内容を表示するもの
- 案内板** : 道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所等の方向などを表示するもの  
(案内に要する面積は表示面積の1/3以上に限る。)
- 特徴** : 店舗などの案内をするために必要なものであり、生活する上で最低限必要な広告物です。

### (2) 好ましくない事例

- ・ 交差点などに案内広告物等が乱立している。
- ・ 色彩、形態などが不揃いである。

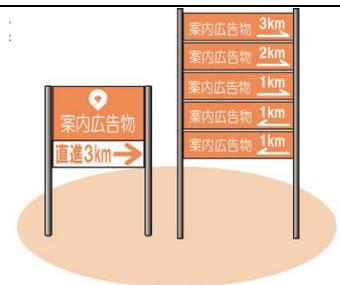


⦿ 煩雑に設置され、行き先などの伝えたい情報が的確に伝わらず、また、景観にも影響を与えます

### (3) 配慮すべき事項

#### ○ 集合化を図り、乱立を避けましょう。

- ・ 案内誘導の広告物は、交差点付近に乱立する傾向にあり、伝えたい情報が適切に伝わらなくなってしまうため、デザインを統一するなど見やすくすっきりとした形状のものにしましょう。
- ・ 適切に情報を伝えるために、何者かが合同で掲出する集合化も検討しましょう。



⦿ 山間部などに広告物が氾濫し、自然景観に悪影響を与えます



⦿ 案内広告物の集約化、周辺景観に配慮し、見やすくすっきりした印象を与えます。

## 5. 電光表示広告物

### (1) 定義、特徴

定義：発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することが出来る広告物

特徴：最近、幹線道路沿いへの設置が増えつつあり、景観・交通安全への影響があります。

### (2) 配慮すべき事項

#### ○輝度について配慮しましょう。

- ・見える範囲に注意して、付近の住民や運転者に対して配慮を行い、極度に強い光を放つもの、激しい点滅をとまなうものは避けましょう。
- ・特に交差点などでは、運転者の注意を引くような又は眩しいような表示は避けましょう。

## 6. 許可基準一覧（種類別の面積・高さ等の主な基準）

### 1) 屋上広告物・壁面広告物・突出広告物・独立広告物

			禁止地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
屋上 広告物	自家用	高さ	建築物高さの1/3以下	建築物高さの1/3以下	建築物高さの1/2以下	建築物高さの2/3以下
	一般	高さ		建築物高さの1/5以下	建築物高さの1/3以下	建築物高さの1/2以下
	共通	高さ	地上より20m以下			
壁面 広告物	自家用	面積	壁面面積の1/5以下かつ20㎡以下	壁面面積100㎡以下→ 壁面面積の1/3以下かつ20㎡以下 壁面面積100㎡以上→ (壁面面積-100㎡)× 1/20+20㎡以下かつ 100㎡以下	壁面面積100㎡以下→ 壁面面積の1/3以下かつ30㎡以下 壁面面積100㎡以上→ (壁面面積-100㎡)× 1/10+30㎡以下かつ 200㎡以下	壁面面積100㎡以下→ 壁面面積の1/2以下かつ50㎡以下 壁面面積100㎡以上→ (壁面面積-100㎡)× 1/7+50㎡以下かつ 300㎡以下
	一般	面積		壁面面積の1/5以下かつ20㎡以下	壁面面積の1/5以下かつ30㎡以下	壁面面積の1/5以下かつ50㎡以下
突出 広告物	自家用	高さ	10m以下	10m以下	20m以下	30m以下
	一般	高さ		10m以下	20m以下	30m以下
	共通	幅	突き出し幅1.2m以下（道路上突き出し幅1.0m以下）			
独立 広告物	自家用	高さ	10m以下	15m以下		
		面積	1面10㎡以下 合計20㎡以下	1面10㎡以下 合計20㎡以下	1面20㎡以下 合計40㎡以下	1面30㎡以下 合計60㎡以下
	一般	高さ		7m以下		
		面積		1面7㎡以下 合計14㎡以下	1面15㎡以下 合計30㎡以下	1面20㎡以下 合計40㎡以下

### 2) その他の広告物

#### (1) 立て看板、のぼりその他これらに類するもの

許可基準	
表示面積：1面につき2㎡以下	

#### (2) 広告幕

		第1種地域	第2種地域	第3種地域
自家用	面積	20㎡以下同一壁面面積の1/3以下	30㎡以下同一壁面面積の1/3以下	50㎡以下同一壁面面積の1/2以下
一般	面積	20㎡以下同一壁面面積の1/5以下	30㎡以下同一壁面面積の1/5以下	50㎡以下同一壁面面積の1/5以下

#### (3) 気球広告

許可基準	
<ul style="list-style-type: none"> <li>長さ15m、幅1.5m以下でネット面に設置、気球の大きさは直径3m以下</li> <li>ロープの長さは50m以下（補助網を用いるものであること）</li> </ul>	

(4) 電柱広告

		許可基準
規格	突き出しのもの	縦：1.2m以下 横：0.5m以下 突き出し幅：0.6m以下 高さ：地面から広告物下端までの高さ4.5m以上 (歩道上：2.5m以上)
	巻き付けのもの	面積：1㎡を超えない範囲で2面を1個とする事。 高さ：地上3.5mを上端とし、1.5mを下端とする範囲内に設置
色彩規制		彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の1/3以下
表示内容		事業所等の方向、里程などを表示するものであること

(5) 貼り紙・貼り札

		許可基準
貼り紙		面積は、1㎡以下で、1壁面につき2枚以下であること。
貼り札		面積は、0.5㎡以下で、一の物件につき、2枚以下であること。

3) 案内広告物

■禁止地域

		許可基準
道標、案内図板等		面積：1面5㎡以下 高さ：独立して設置される広告物は高さ5m以下
案内板	壁面広告	面積：1面1㎡以下
	独立広告	面積：1面2㎡以下(注1) 高さ：3m以下
	その他	電柱に巻き付けられ取り付けられるものは、許可地域の基準を適用
	共通	事業所等の方向、里程その他の案内に要する面積が表示面の1/3以上であること

■許可地域

		第1種地域	第2種地域	第3種地域
道標、案内図板等		建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を適用		
案内板	壁面広告	面積：1面3㎡以下	面積：1面5㎡以下	
	独立広告	面積：1面3㎡以下 高さ：5m以下(注2)	面積：1面5㎡以下 高さ：5m以下(注3)	
	共通	事業所等の方向、里程その他の案内に要する面積が表示面の1/3以上であること		

(注1) 3者以上のものが共同で表示する場合は、表示面積が1面につき10㎡以下とし、高さは5m以下とする。

(注2) 2者以上のものが共同で表示し1者当たりの表示面積が1面につき3㎡以下の場合にあっては、表示面積についてはこの限りではない。

(注3) 2者以上のものが共同で表示し1者当たりの表示面積が1面につき5㎡以下の場合にあっては、表示面積についてはこの限りではない。

発行／お問い合わせ先

和歌山県庁 県土整備部 都市住宅局 都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地

TEL:073-441-3228 FAX:073-441-3232 メール: keikan@pref.wakayama.lg.jp

HP:<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>

平成24年3月発行 平成30年9月改定